

申  
4  
号

2021年度夏季手当等に関する申し入れ

基本給月額の**2.10箇月**

支給日:6月29日(火)以降準備出来次第

平均年齢:30.9歳(対前年:▲0.2歳)平均支給額:457,128円(対前年:▲23,497円)

第2回団体交渉行い、回答を受けるが… 席上妥結せずに、持ち帰り検討!!

会社回答を受けてJR東労組が訴えたこと

- ①2020年度期末決算は、対前年増収増益であり、昨年以下の支給月数ということとは納得できるものではない!
- ②好決算をつくり出した組合員・社員の苦勞と努力へ報いるべきだ!この支給月数は大いに不満だ!私たちは生活するために働いているのだ!
- ③会社は黒字決算だ!独立した会社としての判断をするべきだ!



どれだけ努力をすれば、  
私たちの夏季手当に反映されるのか!!

私たちの訴えに対する会社回答

会社としてはギリギリの判断である。今年度の営業収益は減収予想であり、足元の業績も大事である。会社発足以降、労働条件の向上に取り組んできた。夏季手当の一点を見るのではなく線で見たい。これまでも出来る限り社員に報いる方向性で行ってきた。これからも変わるものではない。昨年度の増収増益決算において、年度末にカタログギフトや観光券で社員還元をしてきた。

1. 増収増益なのに、昨年を下回るのは納得できない!!!

2. 昨年はプラス2万円の支給があったのに、今回の回答はコロ十の

感染症対応に対する組合員への苦勞が反映されているのか!

最後までJR東労組の主張を訴え、  
苦渋の判断で妥結!!